

## 埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

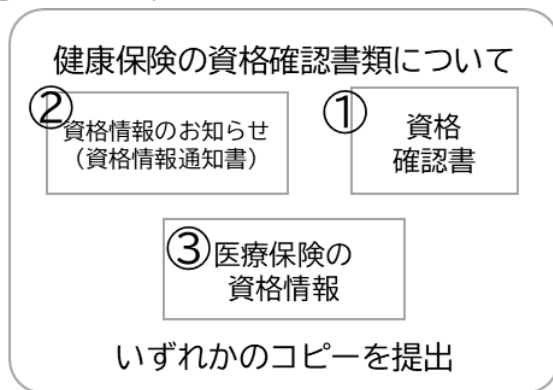
### 保険証のコピーに代わる「健康保険資格確認書類」について

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、令和7年12月2日以降は、保険証が利用できなくなりました。

これにより、従来、加入や住所氏名変更の際には、「世帯全員の住民票」と、「住民票に記載されている方の保険証のコピー」を提出いただいていたが、「保険証のコピー」に代わる「健康保険資格確認書類」として、①「資格確認書のコピー」、②「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)のコピー」、③「医療保険の資格情報(※ご自身でマイナポータルから印刷)」のいずれかが必要になります。

マイナンバーカードの券面からは健康保険情報はわかりかねますので、必ず①～③のいずれかをご用意ください。



マイナンバーカードの券面コピーや個人番号だけでは、健康保険の資格情報は確認できません。

①「資格確認書」は、加入している公的医療保険者から、マイナ保険証を保有しない方(マイナンバーカードを保有しない方、マイナンバーカードを保有しているが、保険証情報を紐づけていない方)に交付されるものです。

②「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」は、加入している公的医療保険者から、マイナ保険証を保有する方(マイナンバーカードを保有し、保険証情報を紐づけている方)に通知されるものです。

③「医療保険の資格情報」は、ご自身でマイナポータルから印刷するものです。

1. マイナポータルにログイン
2. 「健康保険証」を選択
3. 「資格情報を PDF で保存」を選択
4. 印刷

【デジタル庁公式 note】



※「詳細な手順」については、デジタル庁公式 note をご確認ください。⇒

お問い合わせ

TEL: 048-824-2631